

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第18号

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>各種手当の支給に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第4条 基準日（給与規程第20条の基準日をいう。以下同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>前条第1項に規定する者に対しては、常勤の職員の例に準じて勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p> <p>(第1号会計年度任用職員の給料)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)</p> <p>第3条 この規程に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤の職員の例による。</p> <p>(1) 給料の計算期間その他給料の支給に関する事項</p> <p>(2) 手当（<u>期末手当を除く。</u>）の支給に関する事項</p> <p>(3) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項</p> <p>2 略</p> <p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第4条 基準日（給与規程第20条の基準日をいう。<u>第12条第1項において同じ。</u>）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。<u>この場合において、給与規程第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の132.5」とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の給料)</p> <p>第5条 略</p>

(第1号会計年度任用職員の給与の支給)

第6条 第1号会計年度任用職員の給与(通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。次項において同じ。)は、1月を計算期間とし、企業長が定める日に支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第12条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。)で、かつ、企業長が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。

2 略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 前条第1項に規定する者に対しては、常勤の職員の例に準じて勤勉手当を支給する。

2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、企業長が定める。

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第13条 略

(第1号会計年度任用職員の給与の支給)

第6条 第1号会計年度任用職員の給与(通勤手当及び期末手当を除く。次項において同じ。)は、1月を計算期間とし、企業長が定める日に支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第12条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。)で、かつ、企業長が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の132.5」とする。

2 略

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第13条 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。